

高齢者福祉 ガイドブック

[令和 7（2025）年 4 月 1 日現在]



日光市

目 次

1. 高齢者の相談窓口

1) 高齢福祉課・各行政センター	-----	2
2) 地域包括支援センター	-----	2～3
3) 日光市高齢者安心ダイヤル	-----	3
4) 社会福祉協議会	-----	3
5) 民生委員・児童委員	-----	3
6) 各種相談窓口	-----	4～5

2. 高齢者が利用する保健・福祉施設

1) 保健・福祉センター	-----	6
--------------	-------	---

3. 高齢者等の生きがいづくり・社会参加

1) シルバー人材センター	-----	6
2) 老人クラブ	-----	6
3) 地域支援事業：通所型サービスB(オアシス支援事業)	-----	7

4. 高齢者に対する生活支援サービス事業

1) 訪問給食サービス事業	-----	8
2) 生活支援ホームヘルプサービス事業	-----	9
3) ねたきり老人等紙おむつ券給付事業	-----	10
4) ねたきり在宅者等介護手当支給事業	-----	11
5) 日光市ひとり暮らし高齢者等家庭生活見守り事業(緊急通報装置貸与事業)	-----	11
6) 見守りキット配布事業	-----	12
7) 暮らしのお手伝い事業	-----	12
8) 移送サービス事業	-----	13
9) 家具転倒防止器具等取付事業	-----	13
10) 生活管理指導短期宿泊事業	-----	14
11) 敬老祝金	-----	14
12) 養護老人ホーム	-----	14

5. 認知症総合支援事業

1) にっこう認知症安心メール事業	-----	15
2) 認知症ケアサイト事業	-----	15
3) 認知症サポーター養成講座	-----	15
4) 認知症ガイド	-----	16
5) 命のカプセル配付事業	-----	16
6) にっこう安心カルテ事業	-----	16
7) にっこう安心見守りシール配布事業	-----	16
8) 認知症カフェ(オレンジカフェ)事業	-----	17
9) にっこう応援隊(にっこう認知症初期集中支援チーム)	-----	17

6. 権利擁護

1) 成年後見制度の利用	-----	18
2) 日常生活自立支援事業(あすてらす)	-----	18

7. その他のサービス

1) ふれあい収集	-----	19
2) 特殊詐欺撃退機器の無償貸与	-----	19
3) 高齢者運転免許証自主返納支援事業	-----	20
4) 防災用「戸別受信機」の無償貸与	-----	21
5) 車椅子貸出事業	-----	21

1 高齢者の相談の窓口

1) 日光市役所 高齢福祉課・各行政センター市民サービス係

高齢者の在宅福祉サービスの援助などについて、ご相談ください。

名 称	所在地	担当課・係	電話番号	FAX
本庁舎(1階) 高齢福祉課	〒321-1292 日光市今市本町 1	高齢福祉課 高齢福祉係	21-5100	21-5105
日光行政センター	〒321-1404 日光市御幸町4-1	市民サービス係	54-1116	54-2425
藤原行政センター	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 1406-2	市民サービス係	76-4104	76-1110
足尾行政センター	〒321-1514 日光市足尾町通洞8番2号	市民サービス係	93-3112	93-4783
栗山行政センター	〒321-2713 日光市黒部 54-1	市民サービス係	97-1114	97-1480

2) 地域包括支援センター

高齢者の方が、住み慣れた地域において、安心して生活が続けられるよう、総合相談・支援を行います。

名 称	所在地	電話番号	FAX	担当地域
今市西 地域包括支援センター	日光市今市本町11-4 グランドハイツドリーム107	25-6374	25-3033	今市地区の一部
今市北 地域包括支援センター	日光市大桑町120-1 (旧豊岡児童館)	21-7081	21-7087	豊岡地区 今市地区の一部
今市東 地域包括支援センター	日光市根室607-5 (老人保健施設もりのいえ内)	26-6537	26-9005	大沢中部地区 大沢北部地区 塩野室地区
今市南 地域包括支援センター	日光市板橋2190-2 (特別養護老人ホーム今市ホーム内)	25-6444	27-3002	大沢南部地区 落合地区
藤原・栗山 地域包括支援センター	日光市鬼怒川温泉大原1406-2 (藤原庁舎内)	76-3333	76-1110	藤原地域 栗山地域
日光・足尾 地域包括支援センター	日光市御幸町4-1 (日光庁舎内)	25-3255	54-2425	日光地域 足尾地域
日光市地域包括支援 センター(基幹型)	日光市今市本町 1 日光市役所 (本庁舎1階)	21-2137	21-5533	—

※(西)今市地区の一部:小倉町1・2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、桜木町、二宮町、東町、住吉町、東郷町、相生町、清住町、仲町、春日町1丁目、2丁目、清原町、清原町2丁目、七本桜、平町、原町、平ヶ崎町、中平町、千本木、緑町、吉沢、室瀬、土沢、栄町、星が丘、杉の沢

※(北)今市地区の一部:瀬川町、朝日町、川原町、大谷向町、材木町、瀬尾、松原町、高畑、高百、サンヒルズ瀬尾

※(東)大沢中部:山口、山口二丁目、根室、大沢町第1、大沢町第2、八日市、栃ノ木平、水無、新栄郷第一

※(東)大沢北部:薄井沢、大室、杉の木台、針貝、荊沢、芝山町、森友若杉町、森友、森友北原町

※(南)大沢南部:下猪倉、中猪倉、上猪倉、猪倉新町、猪倉北町、木和田島、平成町

地域包括支援センターの協力機関として、総合相談・支援を行います。

名 称	所在地	担当地域(地区)	電話番号
日光市社会福祉協議会 足尾支所	日光市足尾町通洞 8-2 (足尾庁舎内)	足尾地域	93-0002
日光市社会福祉協議会 栗山支所	日光市黒部 54-1 (栗山庁舎内)	栗山地域	97-1188

3) 日光市高齢者安心ダイヤル(夜間や休日等における電話相談)

夜間や休日・祝日・年末年始における高齢者の方やご家族からの介護・福祉・医療などに関する相談は、次のダイヤルで受け付けています。

名 称	電話番号	時間
日光市高齢者安心ダイヤル	0120-277-226 * 通話料無料	毎日24時間対応

※携帯電話からもかけられます。

4) 社会福祉協議会

地域住民や関係団体との協働により社会福祉を目的とする事業を実施するとともに、地域の福祉課題や福祉活動に対する支援を通じて、誰もが生きがいと安心して自立した生活を送ることができる福祉のまちづくりのために支援しています。

名 称	所在地	電話番号
日光市社会福祉協議会 本所	日光市鬼怒川温泉大原2-6 (日光市藤原福祉センター 「ふじの郷」内)	25-3070
日光市社会福祉協議会 藤原支所		25-7576
日光市社会福祉協議会 今市支所	日光市今市本町1 (日光市役所本庁舎 1 階)	21-2759
日光市社会福祉協議会 日光支所	日光市花石町 1942-1 (日光福祉保健センター内)	54-2143
日光市社会福祉協議会 足尾支所	日光市足尾町通洞8-2 (足尾庁舎内)	93-0002
日光市社会福祉協議会 栗山支所	日光市黒部 54-1 (栗山庁舎内)	97-1188

5) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱された役職で、日光市では237人の方が活動しています。また、市の福祉委員としても活動しており、高齢福祉、児童福祉、母子福祉など、地域の福祉全般にわたって相談や支援などを担当しています。

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員につきましては、社会福祉課社会福祉係(電話:25-3064)または各地区の日光市社会福祉協議会へお問合せください。

(3ページ及び21ページ以降参照)

6)各種相談窓口

相談の種類	窓口	相談の内容	時間
認知症の方と家族のための電話相談	公益社団法人 認知症の人と家族の会 栃木県支部 Tel 028-627-1122	・電話相談	月～金曜日 13:30～16:00
		・若年性認知症電話相談	土曜日 13:30～16:00
		・来所相談(集い)	毎月第4水曜日 (とちぎ健康の森)
認知症等の医療相談	上都賀総合病院 認知症疾患医療センター Tel 0289-64-2186	・認知症患者及びご家族のための電話相談	月～金曜日 (祝祭日・年末年始を除く) 9:00～15:00
健康相談	日光市健康課 (今市保健福祉センター内) Tel 21-2756 平ヶ崎 109	・健康・病気に関すること	月～金曜日 8:30～17:15
難病・精神に関する相談	栃木県 今市健康福祉センター 保健衛生課 Tel 0288-21-1066	・難病の医療費助成、療養生活に関する相談 ・精神保健に関する相談	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日を除く)
消費生活相談	日光市消費生活センター Tel 22-4743 今市 412-1 (日光ランドマーク3階)	・買い物、訪問販売、多重債務などの相談	月～土曜日 10:00～16:00
人権相談	宇都宮地方法務局 日光支局 Tel 21-0309 (音声ガイダンス3番)	・人権相談(差別、いじめ、嫌がらせなどの人権に関する困りごとや心配ごと)	広報にっこうを ご覧ください
行政相談	消費生活センターほか (※相談についてのお問い合わせ先: 生活安全課 Tel 21-5112)	・行政相談(行政への意見や苦情)	広報にっこうを ご覧ください
交通事故相談	県民プラザ Tel 028-623-2188 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁本館2階	・交通事故相談 (交通事故で困ったこと)	月～金曜日(平日) 9:00～11:30 13:00～15:30

相談の種類	窓口	相談の内容	時間
生活困窮相談	日光市生活相談支援センター Tel 25-3109 日光市役所本庁舎 1 階 社会福祉課内	・失業・病気など様々な問題で 生活に困っている方の相談	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を 除く。)
弁護士による 法律相談	日光市社会福祉協議会 Tel 25-3070 鬼怒川温泉大原 2-6 日光市藤原福祉センター 「ふじの郷」内	・弁護士による相談、解決に 向けての助言 (1件20分程度)	広報にっこうを ご覧ください (予約制)
悪徳商法110番	栃木県警察本部 Tel 028-624-1110	・訪問販売などをめぐる相談	随時
シルバー110番	栃木県警察本部 Tel 028-627-4680	・高齢者の犯罪、事故被害など に関する相談	随時
被害相談	今市警察署 Tel 23-0110 日光警察署 Tel 53-0110	・事件など相談	随時
県民相談室	県民相談室 (栃木県警察本部) Tel 028-627-9110 Tel #9110	・被害に関する相談 ・犯罪または犯罪防止の相談 ・日常生活の安全に関する相談	毎日 24 時間対応
いのちの電話	栃木いのちの電話 Tel 028-643-7830	・孤独や不安、こころの悩みの相 談	毎日 24 時間対応



2. 高齢者が利用する保健・福祉施設

1) 保健・福祉センター

高齢者の方が安心して健康で明るい生活を送れるよう、健康づくり、介護予防づくり、交流の場として、総合的に提供する施設です。

名 称	所在地	電話番号
生きがいセンター	日光市今市 1659-10	22-5168 (シルバー人材センター)
今市保健福祉センター ※健診・予防接種等の申込先	日光市平ヶ崎 109	21-2756 (健康課)
日光福祉保健センター	日光市花石町 1942-1	54-2143 (社協日光支所)
藤原福祉センター「ふじの郷」	日光市鬼怒川温泉大原 2-6	72-7576 (社協藤原支所)
藤原保健センター (藤原庁舎内)	日光市鬼怒川温泉大原 1406-2	76-4100
足尾保健センター (足尾庁舎内)	日光市足尾町通洞8-2	93-3115
栗山保健センター (栗山庁舎内)	日光市黒部 54-1	97-1112

3. 高齢者等の生きがいづくり・社会参加

1) シルバー人材センター

高齢者に、その知識や経験、技能を生かした職業の場を確保提供することにより、高齢者の生きがいづくりの支援を行います。

60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が登録し、様々なお仕事をしています。
働いた仕事に応じて報酬が支払われます。

名 称	所在地	電話番号
公益社団法人日光市シルバー人材センター	日光市今市 1659-10	22-5168
同 センター 日光事務所	日光市所野830	53-1661
同 センター 藤原事務所	日光市柄倉 778-1	70-1177

2) 老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。スポーツ(グラウンドゴルフ等)やサークル活動、健康づくり、介護予防、社会奉仕活動等を行っています。

▼地域の老人クラブに関する活動内容等については、下記の事務局へお問い合わせください。

地域	老人クラブ事務局	住所	電話
日光市	日光市老人クラブ連合会	鬼怒川温泉大原 2-6 (ふじの郷内)	25-3070
今市地区	今市地区老人クラブ連合会	今市本町 1 (日光市役所内)	21-2759
落合地区	落合地区長寿会連合会	小代 439-3 (落合地区センター内)	27-2224
豊岡地区	豊岡地区老人クラブ連合会	大桑町 130-6 (豊岡地区センター内)	31-0388
大沢地区	大沢地区老人クラブ協議会	大沢町 809-1 (大沢地区センター内)	32-2212
日光地域	日老連日光地区連絡協議会	花石町 1942-1 (日光福祉保健センター内)	54-2143
藤原地域	日老連藤原地区連絡協議会	鬼怒川温泉大原 2-6 (ふじの郷内)	25-7576
足尾地域	足尾地区老人クラブ連合会	足尾町通洞 8-2 (足尾庁舎内)	93-0002
栗山地域	栗山地区老人クラブ連合会	黒部 54-1 (栗山庁舎内)	97-1188

3)地域支援事業:通所型サービスB(オアシス支援事業)

要支援、総合事業対象の認定を受けている方を中心とした在宅の高齢者や障がい者などの日常的な集いの場の提供を行うことが目的で、主に介護予防や高齢者の孤独感の解消、生きがいの増進を図る事業です。

対象者	①要支援、総合事業対象の認定を受けている方、継続利用要介護者 ②①以外の高齢者（65歳以上） ③障がい者 ④子ども
活動内容	主なもの ○文化活動（書道・手芸・健康マージャン・カラオケ等） ○スポーツ活動（ゲートボール等） ○その他（研修旅行、給食サービス等）
開所日	原則週5日、午前9時～午後4時 希望日に1日または半日の利用
利用料	1日当たり 1,200円程度（昼食ありの場合） （乳幼児、児童は1時間当たり500円程度） ※金額は施設によって異なります。

施設名	所在地	電話番号	休所日
森友あかね	日光市森友1125-47	21-4300	土・日
毎日クリスマス	日光市佐下部305	21-7030	
もみの木	日光市大桑町1161-2	21-9118	月・木
あおぞら	日光市今市1465-6	23-0677	土・日
グループこばやし	日光市小林4046-1	26-8140	
杉並	日光市板橋941-17	26-6940	
はじめのいっぽ	日光市所野1541-2371	090-3216-9509(波多江)	
大原あかね	日光市鬼怒川温泉大原334-6	25-6208	
ちいさなき	日光市大沢町334-5	25-7878	

その他の休所日…臨時・祝日・年末年始

申込み

各施設へ直接申し込みます

※要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けており、

介護保険サービスを利用している方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。



4. 高齢者に対する生活支援サービス事業

1) 訪問給食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、在宅援護の一環として訪問給食サービス事業を行うことにより、高齢者等世帯の食生活の改善と健康増進を図るとともに、高齢者が安心して暮らせるよう見守りを行います。

対象者	次の①②の両方の要件を満たす方が対象となります。 ①市内に住所を有する、 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯 ②身体的又は精神的な事情により調理が困難な方
利用回数	原則として1人につき週1日以上 ※とちぎコープは週3日以上 1日当たりの配食は、1食以上
費用負担	①生活保護法による保護受給者 = 1食当たり400円 ②市民税非課税世帯に属する者 = 1食当たり400円 ③上記以外の方 = 1食当たり500円
申請手続	担当地域の地域包括支援センターにて対象者のご自宅に訪問し、身体状況等の調査及び申請に必要な手続きを行います。

<実施事業者>

名 称	実 施 曜 日	内 容	配達地区	電話番号
今市ホーム	月～金 (土・日休み)	昼 食	今市(落合・大沢) ※大沢地区の場合、曜日要相談	27-0361
誠心園	毎日 月～日	昼 食 夕 食	今市(豊岡)	21-7020
まごころ弁当	月～土	昼 食 夕 食	今市(今市全域)	028-666-6422
とちぎコープ	月～金	夕 食	今市(今市全域) 日光(東町・西町・所野・清滝)	22-9821
すかいきぬ川	月～金	昼 食	藤原(一部除外地域有)	25-5261
そうざい・弁当 きずな	月～金 (土・日・祝休み)	昼 食 夕 食	足尾(足尾全域)	93-2024

(注意) 希望者が多い場合はお受けできない場合があります。

(注意) 上記配達区域内でもお受けできない場合があります。

(注意) 申請からサービス開始までお時間を要する場合があります。

(注意) とちぎコープ利用時は組合員になる必要があります。その際、出資金として500円が必要になります。

申込み及び問合せ

高齢福祉課、各行政センター市民サービス係

担当地域の地域包括支援センターへ(2ページ参照)

※要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けており、

介護保険サービスを利用している方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

2)生活支援ホームヘルプサービス事業

日常生活に不自由を感じている高齢者に、ホームヘルパーを派遣して、
高齢者の自立した生活を継続するための支援をします。

対象者 ①または②	①65歳以上のひとり暮らしの方 自立はしているが日常生活に支援が必要である方 (要介護・要支援・総合事業対象の認定を受けていない方に限ります) ②身寄りのない65歳以上の高齢者で、入院している方
サービス内容	ホームヘルパー派遣 ①身の回りの世話 (調理、生活必需品の買い物、衣類の洗濯・補修等、掃除) ②生活上の相談・助言、関係機関との連絡調整等
派遣回数	1週間あたり 1回～2回 1回あたり ①在宅：45分～1時間 ②入院：1時間～1時間30分
利用料 (R3.4.1 料金改定)	①在宅 45分:187円 / 45分～1時間:230円 ②入院 1時間:229円 / 1時間～1時間30分:291円 ※上記、利用料にはすべて別途消費税がかかります。
申請手続	担当地域の地域包括支援センターにて対象者のご自宅に訪問し、 身体状況等の調査及び申請に必要な手続きを行います。

<実施事業所>

事業所名	実施地域	実施日	TEL
在宅介護支援センター おちあい	(在宅) 今市地域	年中無休	27-3001
ホームヘルプステーション 誠心園	(在宅) 今市地域 (入院) 今市地域	年中無休	21-7471
NPO法人 ウェーブ	(在宅) 今市・日光・藤原地域 (入院) 今市	年末年始は休み	21-5330
公益社団法人 日光市シルバー人材センター	(在宅) 今市・日光・藤原地域 (入院) 今市・日光・藤原地域	月～金 年末年始は休み	22-5168
ヘルプステーション さくら	(在宅) 今市地域 (入院) 今市地域	月～土 祝日、年末年始は休み	26-4141
ヘルプステーション 見龍堂マテリアユニット	(在宅) 今市地域 (入院) 今市地域	年末年始は休み	32-2132
社会福祉法人 日光市社会福祉協議会	(在宅) 日光・藤原・足尾・栗山地域 (入院) 日光・藤原・足尾・栗山地域	月～金 祝日、年末年始は休み	25-3070

申込み及び問合せ

高齢福祉課、各行政センター市民サービス係

担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

3)ねたきり老人等 紙おむつ券給付事業

ねたきり等の高齢者で、下記の要件により常時紙おむつを使用している方に紙おむつ券の給付をします。

対象者	次に掲げる方が対象となります。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="384 338 727 472"> 在宅の方・・・市の介護保険被保険者であること(住所は問わない) 入院中の方・・・市内に住所を有すること (市の介護保険被保険者であるかは問わない) </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 472 727 607">(1)要介護4・5</td><td data-bbox="727 472 1449 607"> 寝たきり または、 認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、 常時紙おむつを使用している方 </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 607 727 786">(2)要介護1・2・3 要支援1・2・総合事業</td><td data-bbox="727 607 1449 786"> 認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、 常時紙おむつを使用している方 ※入院中(要介護3以下)で寝たきりの状態の方は、申請書裏の医師の証明が必要になります。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 786 727 965">(3)入院中(65歳以上で 介護認定なし)</td><td data-bbox="727 786 1449 965"> ※入院中の場合は、申請書裏の医師の証明が必要になります。 寝たきり または、認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、常時紙おむつを使用している方 </td></tr> </table> ※生活保護受給者は生活保護係へ、 介護認定がない方で障がい者手帳のある方は障がい福祉係へ ※対象外……特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などに入所している。 泌尿器等の疾病や加齢が原因で失禁してしまう。 骨折等で一時的に紙おむつを使用している。 トイレに行く途中で失禁してしまう。	在宅の方・・・市の介護保険被保険者であること(住所は問わない) 入院中の方・・・市内に住所を有すること (市の介護保険被保険者であるかは問わない)		(1)要介護4・5	寝たきり または、 認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、 常時紙おむつを使用している方	(2)要介護1・2・3 要支援1・2・総合事業	認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、 常時紙おむつを使用している方 ※入院中(要介護3以下)で寝たきりの状態の方は、申請書裏の医師の証明が必要になります。	(3)入院中(65歳以上で 介護認定なし)	※入院中の場合は、申請書裏の医師の証明が必要になります。 寝たきり または、認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、常時紙おむつを使用している方
在宅の方・・・市の介護保険被保険者であること(住所は問わない) 入院中の方・・・市内に住所を有すること (市の介護保険被保険者であるかは問わない)									
(1)要介護4・5	寝たきり または、 認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、 常時紙おむつを使用している方								
(2)要介護1・2・3 要支援1・2・総合事業	認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、 常時紙おむつを使用している方 ※入院中(要介護3以下)で寝たきりの状態の方は、申請書裏の医師の証明が必要になります。								
(3)入院中(65歳以上で 介護認定なし)	※入院中の場合は、申請書裏の医師の証明が必要になります。 寝たきり または、認知症 が原因で尿意便意が分からず失禁してしまい、常時紙おむつを使用している方								
給付方法	月額6,000円分の紙おむつ券を給付します。								
申請手続	本人の介護保険証を持参のうえ、下記申込み先でお手続きください。								
<紙おむつを持ち込めない病院に入院の場合> 紙おむつ購入に要した実費相当額のうち、月額6,000円を上限として支給しますので、下記のものを持参のうえ、お手続きをしてください。 ※本人の介護保険証、紙おむつ券、領収書、紙おむつの持ち込みができない旨の病院等の証明書、申請者(又は対象者)名義の預金通帳									

申込み及び問合せ

高齢福祉課または各行政センター市民サービス係へ(2ページ参照)

4)ねたきり在宅者等 介護手当支給事業

ねたきり在宅者等を介護している家族の方に支給される手当です。

対象者	介護者……要介護4及び要介護5の状態にある方を日常生活において同居で常時介護している方
手当の額	ねたきり在宅者等1人につき、月額8,000円を支給します
申請手続	本人の介護保険証、介護者名義の預金通帳を持参のうえ、下記申込み先でお手続きください
介護状況調査	毎年3月・9月に、介護者へ介護状況調査票を送付します。

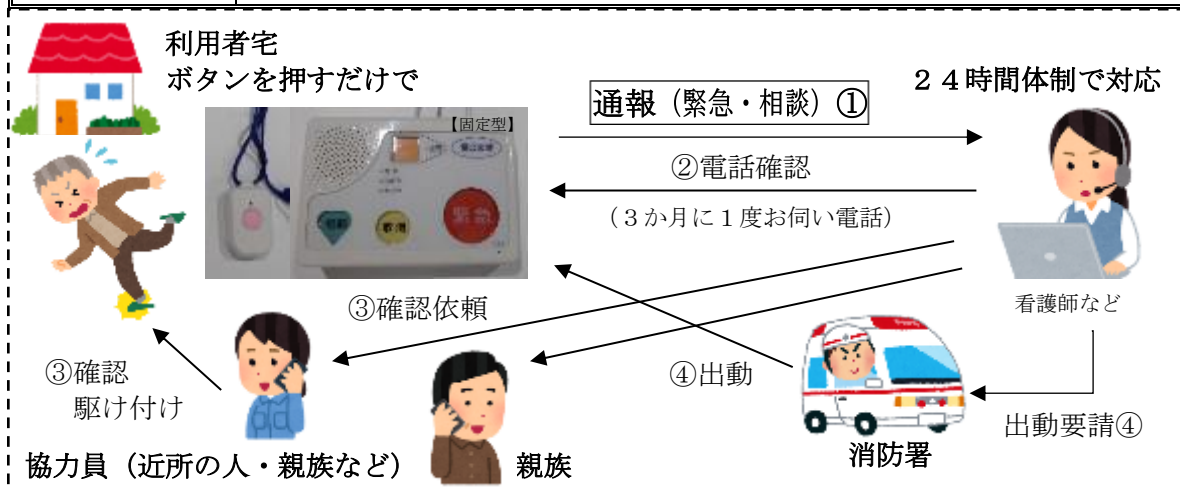
申込み及び問合せ

高齢福祉課または各行政センター市民サービス係へ（2ページ参照）

5)日光市ひとり暮らし高齢者等家庭生活見守り事業(緊急通報装置貸与事業)

家庭において急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安心して生活できるよう、ひとり暮らしの方等に緊急時の連絡用として緊急通報装置をお貸しします。

対象者 ①②の いずれか該当	①65歳以上のひとり暮らしの方 (高齢者のみの世帯で、いずれか一方がねたきり等の場合を含みます。) ②日中・夜間独居(同居している方が就労(1週当たり35時間以上となる就労に限る。))により不在となるため、居宅において一時単身となる65歳以上の方)
装置の種類	固定型と携帯型からお選びいただけます。 ※足尾地域については固定電話がない方のみ携帯型となります。
費用負担	無料
申請手続	下記申込み先でお手続きください。 ※緊急時にかけつけを依頼できる協力員(親族、隣人等)の選任が必要です(原則2～3名)



申込み及び問合せ

最寄りの民生委員へ(21ページ以降参照)

高齢福祉課、各行政センター市民サービス係

担当地域の地域包括支援センターへ（2ページ参照）

NET119緊急通報システム …聴覚・言語障がい者向けの火災・救急緊急通報システム
(自分のスマートフォンや携帯電話で登録) 社会福祉課 障がい福祉係 (電話 0288-21-5174)

6)見守りキット配布事業 (救急医療情報を保管する容器等の配布)

高齢者等の急病、災害時等の救急時に必要な医療情報を保管する容器等(キット)を配布します。

対象者	①緊急通報装置の貸与対象者と同様 ②その他、見守りキットの配布の必要があると認める方
費用負担	無料
使用方法	保管容器に救急医療情報シートを入れ、冷蔵庫内に保管する。救急隊員等が容器を発見しやすいように、冷蔵庫ドアと玄関内側にステッカーを貼ってください。
申請手続	下記申込み先でお手続きください。



申込み及び問合せ 最寄りの民生委員へ(21ページ以降参照)
社会福祉課社会福祉係(電話:25-3064)または
各行政センター市民サービス係へ(2ページ参照)

7)暮らしのお手伝い事業

自立した生活の継続及び要介護状態への進行の防止を図るために軽度な日常生活の援助を提供します。

提供するサービス	介護保険制度や生活支援ホームヘルプサービス(9ページ)では提供できない軽度の援助		
対象者	次の①②③のすべての要件を満たす世帯が対象となります。 ①日常生活に援助が必要 ②65歳以上の高齢者 または 障がい者(身体障害者手帳1級・2級所持者)のみの世帯 ③生活保護世帯 または 市民税非課税世帯		
利用料	・サービスの内容により決められた利用料の15%の料金 ・材料代等は全額実費 【利用時間の上限…1月当たり8時間まで】		
(R7.4.1 料金改定)	区分	内容	費用(1時間当たり)
	家事援助	買物、調理、洗濯、日常清掃・片付等	1,124 円 × 15% = 168 円
	植木・営繕	植木のせん定、庭の草刈り・芝刈り、ふすま・障子の張り替え、軽微修繕等	1,397 円 × 15% = 209 円
	その他の援助	庭の除草、窓・レンジ周り・高所等清掃	1,143 円 × 15% = 171 円
		安否確認、外出時援助、朗読・代筆等	1,124 円 × 15% = 168 円
		除雪(年間 40 時間まで)	1,397 円 × 15% = 209 円
申請手続	担当地域の地域包括支援センターにて対象者のご自宅に訪問し、身体状況等の調査及び申請に必要な手続きを行います。		

申込み及び問合せ

高齢福祉課、各行政センター市民サービス係

担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

※要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けており、介護保険サービスを利用している方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。



8) 移送サービス事業

身体または経済的事情により一般の交通機関の利用が困難な高齢者に在宅支援の一環として移送サービスを行います。

利用対象者	次①②③④のすべての要件を満たす方が対象になります。 ①65歳以上のひとり暮らし または 高齢者のみの世帯に属する方 (同一敷地内に家族と別居している方は除きます) ②市民税非課税世帯 ③自ら移動することが困難な方 ④障がい者を対象とするタクシー利用券を支給されていない方
利用範囲	・自宅から医療機関(保険診療に限る)までの送迎 ・社会福祉施設への入退所
利用回数	週1回または月4回まで ※平日(月～金)のみ
運行範囲	日光市・鹿沼市
利用料	無料
申請手続	担当地域の地域包括支援センターにて対象者のご自宅に訪問し、身体状況等の調査及び申請に必要な手続きを行います。

申込み及び問合せ

高齢福祉課、各行政センター市民サービス係

担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

※要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けており、

介護保険サービスを利用している方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

9) 家具転倒防止器具等取付事業

地震発生時に家具の転倒による事故を防止する効果のある器具等を取り付けることが困難な世帯に対し、器具等の取り付けを支援します。

対象世帯	次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯 ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳1級又は2級の方 (心臓機能障がい及び免疫機能障がいは除く) ③療育手帳A1、A2又はAの方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
費用負担	器具等の取り付けにかかる費用は無料です。 器具等の購入は申請者で負担していただきます。 (器具等を買に行けない方には、買い物支援を行います。)
注意事項	器具等を取り付けることができる家具等は5台までです。 借家等に取り付ける場合は、家主等からの承諾書が必要です。

申込み及び問合せ

社会福祉課社会福祉係(電話:25-3064)または各行政センター市民サービス係

10)生活管理指導短期宿泊事業

一時的に養護が必要である高齢者等に対して、養護老人ホーム等に短期宿泊し、必要に応じて生活習慣等の指導、支援などを行います。

宿泊対象者	次に掲げる要件を満たす方が対象となります。 ①介護保険法の要支援または要介護認定を受けていない。 ②基本的な生活習慣の欠如又は対人関係が成立しないことなどの事由により、社会に適応することが困難と認められる方 ③介護者の疾病、出産、冠婚葬祭等の事由により、一時的に社会生活が困難と認められる方
宿泊対象とならない方	次に掲げる場合には対象になりません。 ①入院加療を要する状態にある方 ②感染性疾患を有する方で実施施設の入所者に感染するおそれのある方
宿泊期間	7日間以内とし、半年間に1回
負担額	世帯の市民税の課税状況に応じて負担額を決定します。

申込み及び問合せ

高齢福祉課(電話:21-5100)へ (2ページ参照)

11)敬老祝金

長寿を祝福し敬老の意を表すため、敬老祝金を支給しています。令和7年度における支給対象者は、次の①②③の方です。

- ①令和7年9月1日において、**88歳の方**(※1)で、日光市に1年以上住所を有する方
※1:昭和11年(1936年)9月2日～昭和12年(1937年)9月1日に出生した方
- ②令和7年度において、**100歳となった方**(※2)で、100歳となった日において日光市に1年以上住所を有する方
※2:大正14年(1925年)4月2日～大正15年(1926年)4月1日に出生の方
- ③令和7年度において、**105歳となった方**(※3)で、105歳となった日において日光市に1年以上住所を有する方
※3:大正9年(1920年)4月2日～大正10年(1921年)4月1日に出生の方

区分	支給額	支給方法等
①88歳敬老祝金	5,000円	対象者本人の口座に振込みにより支給します。振込先口座を確認するため、9月1日以降に対象者本人あて通知をお送りします。
②100歳敬老祝金	30,000円	誕生日前後に職員がご自宅等を訪問し、支給します。訪問日については、あらかじめ電話等でご連絡の上、調整させていただきます。なお、祝詞と額縁を併せて贈呈します。
③105歳敬老祝金	50,000円	

問合せ

高齢福祉課(電話:21-5100)へ (2ページ参照)

12)養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、経済的に収入が少なく(生活保護受給者、住民税所得割非課税、災害等による困窮)、家族や住宅の状況など、現在おかれている環境では在宅で生活することが困難な方について、市が入所の措置をする施設です。

相談先

高齢福祉課または担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

5. 認知症総合支援事業

1) につこう認知症安心メール事業

地域の中で 認知症の方を見守るとともに、徘徊で行方不明になったときにはいち早く安全に保護できるよう「につこう認知症安心メール」の情報配信を実施しています。

認知症の方を理解し、見守りに協力してくださる方は、以下のにつこう認知症安心メール受信に登録してください。

対象者	パソコンや携帯電話のメールアドレスをお持ちの方	
方法1 パソコンで 登録する場合	・日光市ホームページにアクセス 画面右上のメニューから「メール配信」と入力後検索 🔍 してください。 外部リンク(SAMRT ALERT 利用者トップページ)にて、受信登録の設定を行ってください。	
方法2 携帯電話で 登録する場合	①直接 URL を入力して登録する https://www-sa.smart-igov.jp/user/manage/nikko-mail ②QR コードで登録する QR コードをカメラ付き携帯電話で読み取り、空メールを送信してください	登録用QRコード 

問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)へ

2) 認知症ケアサイト事業

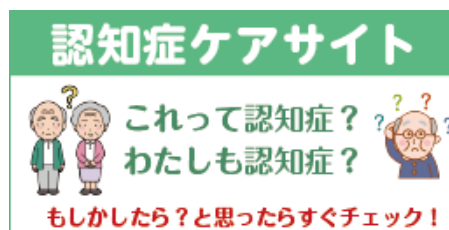
ご自身で簡単に認知機能の確認ができる「日光市認知症ケアサイト」ができました。
 もしかしたら?と思ったら確認してみてください。
 認知症は早期発見・治療が有効な病気です。

【 利用方法 】

日光市ホームページにアクセス
 画面右上のメニューから「認知症ケアサイト」と入力し、検索 🔍 してください

その後は、画面の指示に従ってチェックします。

※注意事項:「認知症ケアサイト」は、簡易なチェックであり、認知症の診断ではありません。



問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)へ

3) 認知症サポーター養成講座

認知症という病気になっても住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とし、認知症サポーターの養成を行っております。

※認知症サポーターとは、何か特別なことをする人...ということではありません。

認知症についての正しい知識を持ち、地域で見守る人のことを言います。



問合せ 担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

4) 認知症ガイド(認知症ケアパス)

認知症ガイドは、認知症の人だけでなく、その家族や身近な人も安心して生活できるように、認知症の進み具合に応じた支援の流れを紹介するものです。

対象者	①認知症による生活障がい疑われる方やその家族、支援者 ②認知症やその支援について理解を深めたい方
配布場所	高齢福祉課および各地域包括支援センター（2ページ参照）

問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)へ

5) 命のカプセル配付事業

命のカプセルは、氏名、連絡先等を記入した情報シートを携帯するための容器で、認知症の症状のある方の徘徊時や災害時の支援に役立てるためのものです。

対象者	市内に住所を有し、自宅にお住まいで、認知症の症状のある方
種類	ネックレスタイプとキーホルダータイプから選べます。
申請手続	本人・家族からの申請を受け、本人の状況を調査します。

申込み及び問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)、
担当地域の地域包括支援センター、担当ケアマネジャーへ



6) にっこう安心カルテ事業

認知症の症状等での行方不明など、いざという時のために、ご自分やご家族の情報を書き留めておくものです。

対象者	ご希望の方
配布場所	高齢福祉課および各地域包括支援センター（2ページ参照） ※市のホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)

7) にっこう安心見守りシール配布事業

もし行方不明になったときに、個人が早期に特定できるよう、QRコードが入ったアイロンプリントシールを作成しました。衣服やカバンに、アイロンで装着できるシールで、もしものときに早期発見・保護につながります。

※シールだけでは、個人を特定できません。そのため、警察に情報提供することに、同意をお願いします。



対象者	見守りが必要と思われる方
配布手続	①窓口に申請書を提出（家族や支援者の方でも申請可） ②にっこう安心カルテの記入 いざと言うときの準備として、ご利用者の状況を記入するカルテを作成いたします。（その場で、写しをいただきます。） ③ご利用者個人コードを登録します
配布場所	高齢福祉課および各地域包括支援センター（2ページ参照）

問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)

8) 認知症カフェ(オレンジカフェ)事業

認知症の人とその家族、地域住民や医療・介護の専門職など誰もが参加し集うことのできる場を提供し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域づくりを推進する事業です。

対象者	どなたでもご利用できます。
利用方法	カフェ開設時間帯に訪問する。
利用料	特に負担はありませんが、飲食代(300円～700円程度)については個人負担です。



＜実施事業所＞

名称	開催場所	開設日時	連絡先
ほっとウエーブ (NPO法人ウエーブ)	今市 787 (元つちやそば)	毎週木曜日 午前10時～午後3時	21-1150 又は 21-5330 (NPO法人ウエーブ)
オレンジカフェほっこりサロン (NPO法人あかね会)	鬼怒川温泉大原 334-6 (オアシス支援施設大原あかね)	毎月第3日曜日 午前10時～午後2時	25-3206 (グループホーム あかね)
オレンジカフェみょうじん (社会福祉法人大恵会)	明神 2453 (養護老人ホーム晃明荘 会議室)	毎月第3水曜日 午前10時～正午	25-3301 (グループホーム みょうじん)
オレンジカフェみんなりハ (合同会社わ plus)	猪倉 914-20 (地域密着型サービスマルチデイみ んなり施設)	毎月第2日曜日 午前10時～正午	090-6541- 1697 (マルチデイみんなり ハ)

問合せ

高齢福祉課地域包括支援センター(電話:21-2137)または、
担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

9) にっこう応援隊(にっこう認知症初期集中支援チーム)

複数の専門職(医療・介護の専門職と認知症サポート医)が、家族の訴え等により、認知症が疑われる人又は認知症の人及びその家族に対し、必要時家庭訪問を実施し、自宅での介護方法や病院受診、介護サービス利用等の助言及び支援を行います。

対象者	市内在住の40歳以上。認知症が疑われる人又は認知症の人で次のいずれかに該当する人 1. 認知症の診断を受けていない人 2. 継続的な医療サービスを受けていない人 3. 適切な介護保険サービスに結びついていない人 4. 認知症と診断されたが、介護サービスが中断している人 5. 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している人
利用方法	各担当地域の地域包括支援センターに相談する。

問合せ

担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

6. 権利擁護

1) 成年後見制度の利用

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

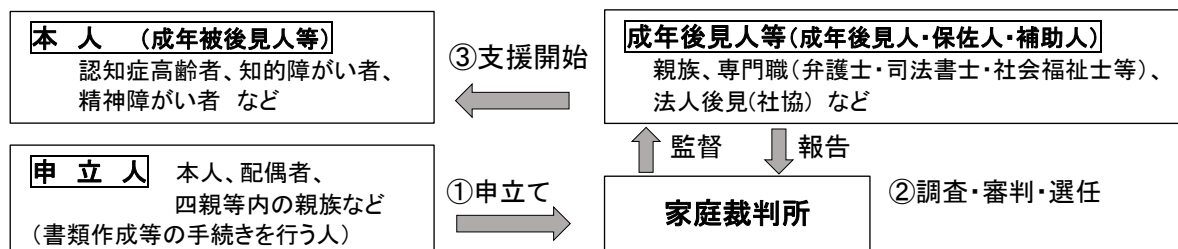
成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることにより、生涯にわたり本人を保護・支援します。

～判断能力が不十分になったら(法定後見制度)～

類型	補 助	保 佐	後 見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
<成年後見人等の主な業務> ①預貯金等の管理・解約 ②診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約 ③保険金受取 ④年金・給付金等の受領・諸手続 ⑤公共料金・保険料・税金等の支払・諸手続 ⑥不動産の管理・処分 ⑦悪質商法による詐欺被害等からの救済 ⑧相続手続き など ※類型により、成年後見人等の権限の範囲が異なります。			

利用の手続き

申立て後、約2～4か月で成年後見制度による支援が開始されます。



市長申立て	身寄りのない方などについては、市長が申立てを行うことができます。
費用の助成	経済的に負担することが困難な方に対し、下記の費用の一部助成を行います。 ・家庭裁判所へ支払う申立費用 ・成年後見人等の報酬

～判断能力が不十分になる前に(任意後見制度)～

将来に備え、本人が、誰に(任意後見受任者)、どのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて任意後見契約を結んでおき、契約内容を公正証書にして法務局に登録します。判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てをし、契約が発効します。

問合せ

高齢福祉課または担当地域の地域包括支援センターへ (2ページ参照)

2) 日常生活自立支援事業(あすてらす)

高齢者や障がいのある方々が安心した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の支援を行います。

対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方、また虚弱高齢者、身体にハンディがある方で、在宅生活、福祉施設等での入所生活や病院に入院中の方で、かつ自立した生活が困難な方。(本事業の内容が概ね理解できること、利用<契約>意思があることが必要です。)
利用料	相談にかかる費用は無料です。 契約後、提供されるサービスについては有料(1回約1時間につき1,000円)です。
相談受付窓口	日光市社会福祉協議会／あすてらす・にっこう 日光市鬼怒川温泉大原2-6(「ふじの郷」内) TEL: 0288-25-3070

7. その他のサービス

1) ふれあい収集

身近な人の協力が難しく、自らごみステーションにごみを出すことができない世帯に対しごみの戸別収集と安否確認を行います。

対象世帯	身近な人などの協力が困難で、自らごみステーションにごみを持ち出すことができない方で、次のいずれかに該当する方で構成されている世帯です。 ・ 要介護状態区分が2～5の方 ・ 身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方のうち、上肢、下肢、体幹機能又は視覚に著しい障がい有する方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方 ・ 栃木県療育手帳A1、A2又はB1の交付を受けている方
申請方法	申請書に必要書類を添えて、資源循環推進課窓口へ提出してください。【必要書類】介護保険被保険者証又は身体障害者手帳等による障がいの程度が確認できる書類の写し(世帯全員分) (申請は本人のほか、親族やケアマネジャー等代理の方でも可能です。)申請の際は、必ず事前に資源循環推進課 資源循環推進係までお問い合わせください。申請後、利用可否の審査を行います。
収集方法等	週1回、戸別に訪問し、ごみの収集と安否確認をします。 収集日は、審査の際に調整します。 収集するごみは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物(缶、ビン、ペットボトル)」、「古紙」、「衣類・古布類」です。引っ越しや大掃除で出る大量のごみは収集できません。

申込み及び問合せ

資源循環推進課 資源循環推進係 電話 21-5138(日光市役所 本庁舎2階)

2) 特殊詐欺撃退機器の無償貸与

振り込み詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺から大切な財産を守るため、特殊詐欺撃退機器を無償で貸し出します。

貸与期間	1年間
対象世帯	①65歳以上でひとり暮らしの世帯 ②65歳以上の夫婦世帯 ③日中65歳以上のみの世帯 ④市長が特に必要と認める世帯
使用方法	家庭の電話回線と固定電話の間に機械を接続する。 警告アナウンスが流れた後に会話内容を自動録音する。

申込み及び問合せ

生活安全課 暮らし安心係 電話 21-5112(日光市役所 本庁舎2階)

3) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証を自主返納した方に、市内バス・タクシーの共通利用券または交通系 IC カードの交付を行っています。

対象者	日光市内にお住まいの65歳以上の方で、平成24年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方。 ただし、運転免許が失効した場合は、対象になりません。
支援内容	市内バス・タクシー共通利用券(11,000円分)の交付または交通系 IC カード(保証金500円含む11,000円分)の交付 ※ 申請による支援は、ご本人に限り1回のみ。
申請手続	警察署で交付される「運転免許の取消通知書」の写し、または、「自主返納したことがわかる書類」の写しを持参して本人が申請を行う。
申請場所	・平日… 生活安全課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、出張所 ・土日祝日(年末年始除く)… 市民課

問合せ

生活安全課 生活環境係 電話 21-5112(日光市役所 本庁舎2階)

4) 防災用「戸別受信機」の無償貸与

災害などの緊急時に、避難情報などの必要な情報を戸別受信機からお知らせしています。この戸別受信機を無償で貸し出します。

貸与対象者	世帯員のいずれも携帯電話の携帯メールを利用できない(注1)、かつ、次の番号に該当する方	①65歳以上の高齢者のみからなる世帯(世帯を別にする65歳未満の親族が同一敷地・建物内にある世帯を除く。) ②要介護認定を受けている方(在宅の場合に限る。)の属する世帯又は同居する世帯 ③障がい者(在宅の場合に限る)の属する世帯又は同居する世帯 ④生活保護受給世帯 など
	土砂災害警戒区域、特別警戒区域に居住している世帯	
放送内容(注2)	・防災情報に関する放送(避難情報、緊急地震速報、国民保護情報ほか) ・行政情報等に関する放送 ・受信状況を確認するためのテスト放送	
問合せ	・戸別受信機が故障した ・操作が不明 ・市外に転出 ・市内の他地区、地域に転居 ・戸別受信機を返還する ・新規申込み など 下記の問合せ先へご連絡してください。	

注1. 市防災メールでも必要な情報をお知らせしています。携帯メールを利用できる場合は、市防災メールへの登録をお願いします。

注2. 屋外スピーカーからも同様の放送を行っています。

問合せ

総務課 防災対策係 電話 21-5166
(日光市役所 本庁舎3階)



5)車椅子貸与事業

ケガや病気等により、一時的に車イスを必要とされている方に貸し出します。

事業内容	車イスの短期的な無料貸し出し。(最長 1 ヶ月)
対象者	日光市に住所がある方で、車イスを必要としている方。ただし、医療機関・福祉施設等の団体は除きます。
申請手続き	所定の申請書に必要事項を記入し、日光市社会福祉協議会に提出する。

問合せ

各地区の日光市社会福祉協議会へ (3ページ参照)

